

2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社テノホールディングス
代表者名 代表取締役社長 池内 比呂子
(コード番号: 7037 東証スタンダード・福証)
問合せ先 取締役管理本部長 岡田基司
(TEL. 092-263-3550)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2026年2月13日）開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年3月19日開催予定の第11期定時株主総会にて付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は2025年12月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2026年3月19日開催予定の当社第11回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月19日（木）
定款変更の効力発生日 2026年3月19日（木）

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> (新設) 4. 会計監査人	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第2章 株式 第6条 (現行どおり) (削除)
第8条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 2 前項の取締役のうち、 <u>監査等委員</u> である取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。
(選任及び解任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任及び解任する。 2～4 (条文省略) (新設)	(選任及び解任方法) 第18条 取締役は、 <u>監査等委員</u> である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任及び解任する。 2～4 (現行どおり) 5 <u>監査等委員</u> である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
第22条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
第24条～第25条 (条文省略)	第23条～第24条 (現行どおり)
(新設)	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
(報酬等)	(報酬等)
<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 (員数)	(削除)
第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。	

現行定款	変更案
<u>(選任方法)</u> 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(任期)</u> 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 2 監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を定めることができる。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 会計監査人 第36条 (条文省略)	<p>第6章 会計監査人 第30条 (現行どおり)</p>
(会計監査人の任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (条文省略)	<p>(会計監査人の任期) 第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (現行どおり)</p>
第7章 計算 (事業年度) 第38条 (条文省略)	<p>第7章 計算 (事業年度) 第32条 (現行どおり)</p>
(剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年12月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(削除)
(中間配当) 第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
(新設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
第41条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、</u> <u>任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の</u> <u>決議によって免除することができる。</u></p>